

確定申告と申告相談が、**2月17日（月）**から始まります。申告は必ず期間内に行ってください！

今回の申告は、令和2年1月1日に玖珠町に住民登録がある方で、令和元年中（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に所得があった方が対象です。

**（本人確認書類について）**

- ①マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は、カードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ②マイナンバーカードをお持ちでない方は、イとロの二つの書類が必要です。
  - イ. 番号確認書類（いずれか1つ）  
通知カード・住民票の写しまたは、住民票記載事項証明（マイナンバーの記載があるもの）
  - ロ. 身元確認書類（いずれか1つ）  
運転免許証・パスポート・在留カード・公的医療被保険者証・身体障害者手帳など



**申告に関する重要なお知らせ**

個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。  
また、申告書には本人以外にも、扶養親族や事業専従者の個人番号の記載が必要となります。

**令和2年 玖珠町が行う申告相談の日程**

受付時間：午前9時～正午、午後1時～4時

日	月	火	水	木	金	土
	2/17	18	19	20	21	22
	杉河内公民館	日出生北部地区コミュニティセンター	くすまちメルサンホール（2階視聴覚室）			
23 天皇誕生日	24 振替休日	25	26	27	28	29
くすまちメルサンホール（2階視聴覚室）	申告相談は行いません。	くすまちメルサンホール（2階視聴覚室）				
3/1	2	3	4	5	6	7
	くすまちメルサンホール（2階視聴覚室）					
8	9	10	11	12	13	14
	くすまちメルサンホール（2階視聴覚室）					
15	16	※2月23日（日）は休日申告相談日です。 2月24日（月）は申告相談日ではありません。				
	古後地区生活改善センター					

**申告相談に来場する方へのお願い**

申告相談時間の短縮のため、事前に領収書などの整理や関係書類への記入をお願いします。

○農業所得のある方（1月下旬に関係書類をお送りしています）

農業所得の収支内訳書を作成されていない方や、領収書の整理ができていない方は、受け付けができず、後日の対応となることがあります。

収入や経費がどこの内訳に入るかわからない場合は、内訳書を作成した上で、その領収書を相談時に提示してください。

○医療費控除を受ける方

税務課に医療費控除を受けるための「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」を用意しています。医療を受けた方、病院、薬局ごとに分けて計算し、明細書に必要事項を記載して提出してください（通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用）。

## 1 個人住民税の申告書について

次の(1)～(4)に該当する方には、申告書を送付していません。

- (1) 給与所得者で事業所などから税務課へ給与支払報告書の提出があった方
- (2) 公的年金を受給されている方
- (3) 給与支払報告書に記載をされている被扶養者
- (4) 税務署から確定申告書が届いている方

※上記に該当する方で、申告書が必要な方へは、別途郵送しますので、ご連絡ください。

## 3 申告相談会場にお持ちいただくもの

- (1) マイナンバーを確認できる書類（番号確認書類）  
※マイナンバーカード、通知カード、番号記載の住民票の写しなど
- (2) 記載したマイナンバーの持ち主であることを確認する書類（身元確認書類）  
※マイナンバーカード、運転免許証、公的医療被保険者証など
- (3) 個人住民税の申告書（役場から届いていない方は、申告会場にあります）
- (4) 印鑑（認印で可）
- (5) 口座番号がわかるもの（通帳など）
- (6) 令和元年中の収入の証明となる書類（源泉徴収票、事業主が出す支払証明書、収入証明書類など）、経費の証明となる領収書、金銭出納簿など（請求書、納品書などは、経費の証明となりません）
- (7) 控除の証明となる書類（生命保険料・地震保険料の支払証明書、医療費の領収書、障害者手帳など）
- (8) 収支内訳書（合計、収支等まで記載したもの。対象の方のみ）

## 2 申告が必要な方

- ・事業所などから源泉徴収票をもらっていない方
- ・給与所得、公的年金以外に収入がある方（営業、農業、不動産、一時金など）。
- ・2か所以上の事業所から給与を受取り、年末調整をしていない方
- ・源泉徴収票に記載のない控除を受ける方（医療費、生命保険料、地震保険料などの控除）。
- ・収入がなかった方（非課税年金のみを受給している方も含みます）。

## 4 必ず申告相談期間内に申告をしてください

個人住民税の申告や確定申告された内容は、令和2年度の町・県民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢医療保険料を決定する基礎資料となります。

また、児童手当や保育料など様々な行政サービスを受ける際の資料にもなります。

申告相談期間以降に申告をして、個人住民税や所得税が発生した場合は、延滞金などが発生することがあります。

申告が必要な方は、必ず申告相談期間内に手続きをお願いします。

## 5 その他

- 申告相談期間中は、役場内で申告を受けることはできません（完成した申告書は受け取ります）。
- 玖珠町の申告相談会場以外で確定申告をされた方は、別途個人住民税の申告をする必要はありません。

### 確定申告書類の特定個人情報の取扱いについて

町の申告相談会場で確定申告書を作成する場合、個人番号の記載された申告書などの特定個人情報を一時的にお預かりして、税務署へ引き継ぎます。役場の税務課へ預けずに手続きを行いたい場合には、直接税務署で申告を行ってください。

土地や株式などの譲渡所得、配当所得、雑損控除、住宅借入金控除、一時所得、青色申告の方は日田税務署にお問い合わせください。

**問** 日田税務署  
☎0973(23)2136 ※自動音声案内

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」「公的年金等の源泉徴収票」の発行などに関する内容は、日本年金機構日田年金事務所にお問い合わせください。

**問** 日本年金機構日田年金事務所  
☎0973(22)6174 ※自動音声案内